

令和元年度第1回江別市行政不服審査会

日 時:令和元年11月7日(木)

午前10時から

場 所:江別市民会館36号室

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 事

(1)報告事項

ア 平成29年度及び平成30年度審査請求の状況について

イ 江別市行政不服審査条例の一部改正について

4 そ の 他

5 閉 会

ア 平成29年度及び平成30年度審査請求の状況について

(単位:件)

	審査請求件数
平成29年度	0
平成30年度	0

イ 江別市行政不服審査条例の一部改正について

1 改正理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）により工業標準化法（昭和24年法律第185号）が一部改正され、本年7月1日より標準化の対象（JIS）が拡大したことに伴う所要の改正を行った。

2 改正内容

不服申立制度において審査請求人等が審理員又は行政不服審査会に対し、提出書類等の写しの交付を求める際の手数料（実費相当額）を定める条例別表で引用する「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める字句の整備を行った。

3 市議会の議決

令和元年6月6日（令和元年第2回江別市議会定例会 初日）

4 施行期日

令和元年7月1日

【参考】

工業標準化法の一部改正の概要

(1) 標準化の対象にデータ（プログラムその他の電磁的記録）、サービス（役務）、マネジメント（経営管理）を追加

法律の題名「工業標準化法」⇒「産業標準化法」

規格の名称「日本工業規格」⇒「日本産業規格」

(2) その他

- ・ JIS 制定手続の迅速化
- ・ JIS マーク表示制度における違反に対する罰則の強化等

新旧対照表

○江別市行政不服審査条例（平成28年条例第6号）

（総務部総務課）

改正前		改正後																									
別表（第8条関係）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本工業規格A列3番以下の大きさのもの</td> <td>白黒</td> <td>1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カラー</td> <td>1枚につき50円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日本工業規格A列3番を超える大きさのもの</td> <td>実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両面印刷を用いるときは、片面を1枚として算定する。 2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第38条第1項及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付を行うときは、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円として算定する。 	種別		金額	日本工業規格A列3番以下の大きさのもの	白黒	1枚につき10円		カラー	1枚につき50円	日本工業規格A列3番を超える大きさのもの		実費相当額	別表（第8条関係）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本産業規格A列3番以下の大きさのもの</td> <td>白黒</td> <td>1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カラー</td> <td>1枚につき50円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日本産業規格A列3番を超える大きさのもの</td> <td>実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両面印刷を用いるときは、片面を1枚として算定する。 2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第38条第1項及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付を行うときは、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円として算定する。 	種別		金額	日本産業規格A列3番以下の大きさのもの	白黒	1枚につき10円		カラー	1枚につき50円	日本産業規格A列3番を超える大きさのもの		実費相当額
種別		金額																									
日本工業規格A列3番以下の大きさのもの	白黒	1枚につき10円																									
	カラー	1枚につき50円																									
日本工業規格A列3番を超える大きさのもの		実費相当額																									
種別		金額																									
日本産業規格A列3番以下の大きさのもの	白黒	1枚につき10円																									
	カラー	1枚につき50円																									
日本産業規格A列3番を超える大きさのもの		実費相当額																									

改正

令和元年6月18日条例第1号

江別市行政不服審査条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する機関の組織及び運営その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(機関の名称)

第2条 前条の機関の名称は、江別市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(その他運営に関する事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料)

第8条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるところによる。

2 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定により、経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前にお

いてもすることができる。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和元年6月18日条例第1号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

種別		金額
日本産業規格A列3番以下の大きさのもの	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき50円
日本産業規格A列3番を超える大きさのもの		実費相当額

備考

- 1 両面印刷を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第38条第1項及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付を行うときは、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円として算定する。

平成28年度 行政不服審査法施行状況調査 (地方公共団体における状況の概要)

平成31年3月26日
総務省行政管理局

調査の目的、調査対象団体、調査項目等

<調査の目的>

- 本調査は、旧行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。)及び改正後の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握するもの。
- 今回は、新法施行後初の全国調査。

<調査対象団体>

- ・ 国の行政機関(本府省庁等25機関(地方支分部局等を含む。)) ⇒平成30年12月26日公表済
- ・ 全ての都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合(計3,173団体)

<調査項目>

【調査対象の不服申立て】

- ・ 行政不服審査法(新法・旧法)に基づく不服申立て(審査請求、再調査の請求、再審査請求 等)
- ・ 個別の法律で独自に設けられている不服申立て(裁定の申請、審判の請求、異議の申出 等)

【調査事項】

- ・ 不服申立て件数、分野別件数
- ・ 処理件数、処理内容(認容、一部認容、棄却、却下等の別)
- ・ 審理員、行政不服審査会等の状況 など

<調査対象期間>

平成28年4月1日から29年3月31日まで(平成29年3月31日現在で把握)

行政不服審査法(新法)の概要

<目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるとともに、**行政の適正な運営を確保**（行政庁の処分に関する不服申立てについての一般法（国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用））

<不服申立ての対象等>

【対象】

○行政庁の全ての**処分・申請に対する不作為**
※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

【資格】

○処分に**不服がある者**（不作為の場合は**申請をした者**）
※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者として解されている。
（取消訴訟の原告資格と同範囲）

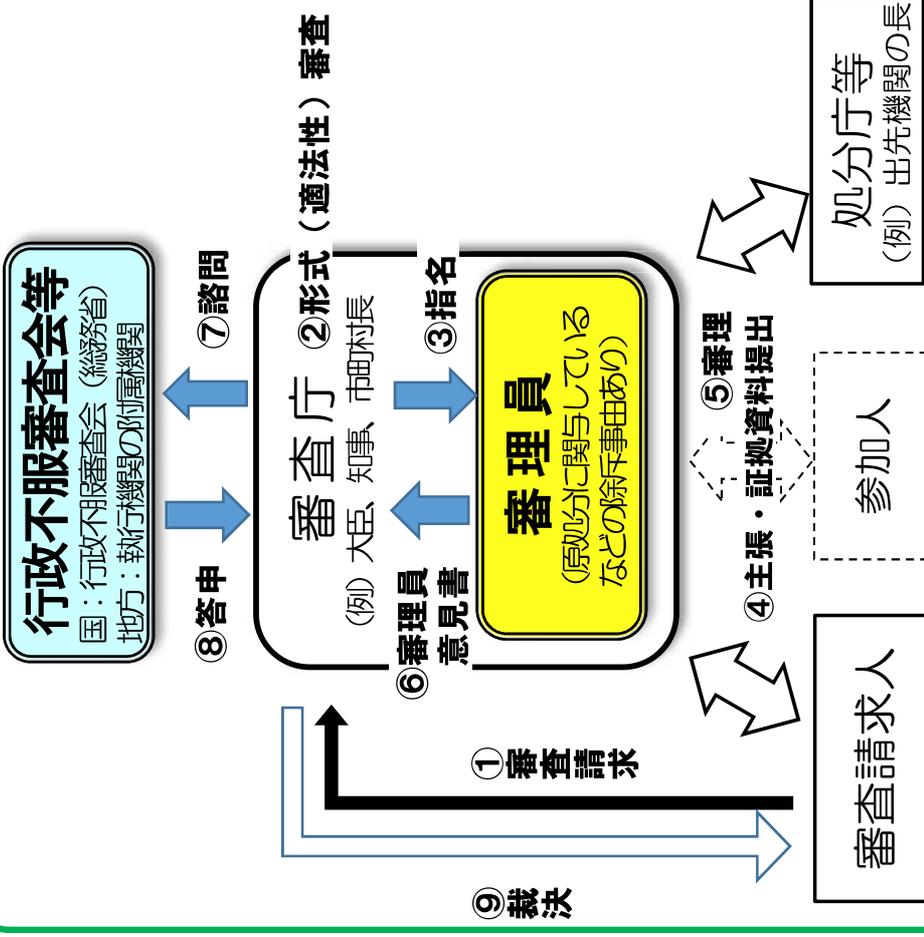
【不服申立期間】

○処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月**（原則）
※正当な理由がある場合は、この限りでない。

【処理(裁決・決定)】

○申立てに理由あり ⇒ **認容**
○申立てに理由なし ⇒ **棄却**
○申立てが不適法 ⇒ **却下**
・処分の場合 原処分の**取消し・変更**
・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を**宣言**
※裁決の際に、申請に対する一定の処分（申請認容等）を
する（よう処分等）に命ずることが可能

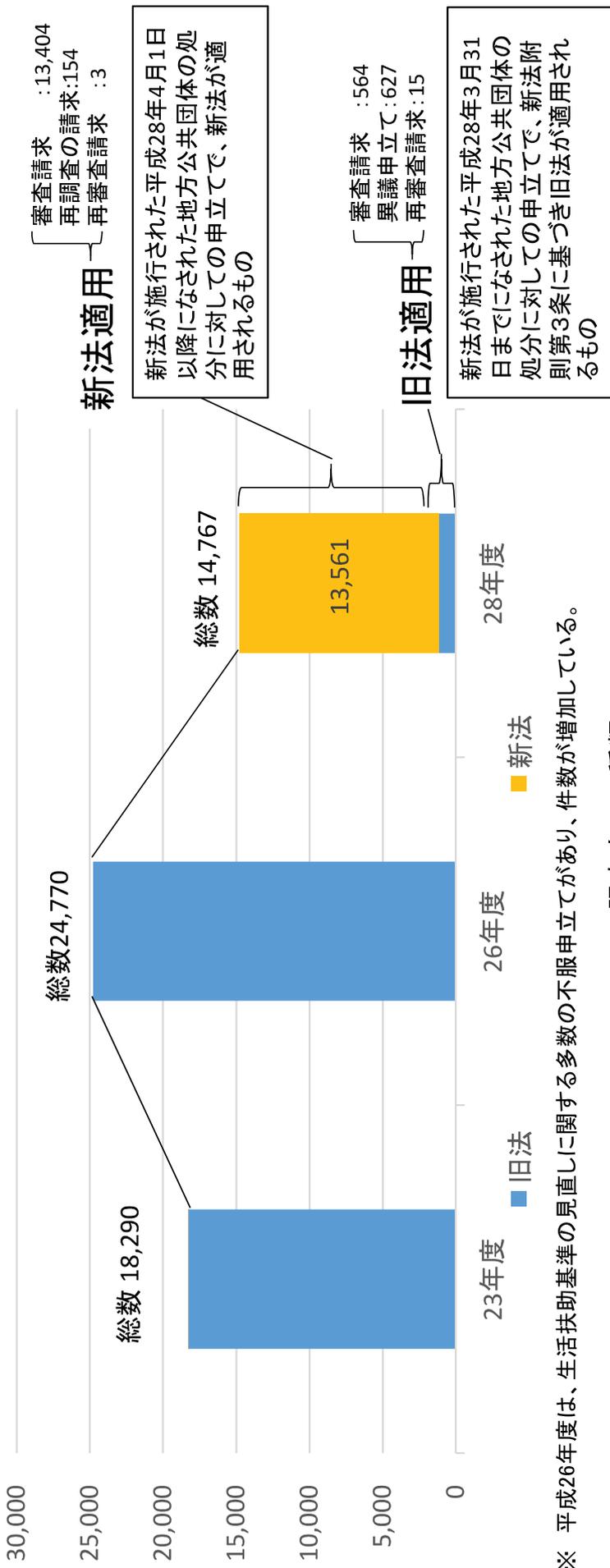
<審査請求の基本的な流れ>



※審理員の指名、行政不服審査会等への諮問は、個別法で適用が除外されている場合等には行わない(その場合、③、⑥、⑦及び⑧は行わない)。

新規不服申立件数の推移

新法及び旧法に基づき、地方公共団体に対して各年度中に申し立てられた不服申立ての総件数がどのように推移しているか調査した結果は、以下のとおり。 ※毎年度の調査は行っていない。



＜不服申立ての種類＞

【行政不服審査法に基づく不服申立て】

- (旧法適用＝平成28年4月1日の前日までになされた処分が対象)
- 審査請求
 - 処分庁以外の行政庁に対して行う不服申立て
 - 異議申立て
 - 処分庁(処分をした行政庁)に対して行う不服申立て
 - 再審査請求
 - 個別法に特別の定めがある場合等に、審査請求に対する裁決を経た後に行うことができる不服申立て



【新法適用＝平成28年4月1日以降になされた処分が対象】

- 審査請求
- 申立先にかかわらず、行政庁の処分について行う不服申立て(新法における不服申立ての基本)
- 再調査の請求
- 個別法に特別の定めがある場合に、審査請求の前段階で、処分庁に対して行うことができる不服申立て
- 再審査請求
- 個別法に特別の定めがある場合に、審査請求に対する裁決を経た後にを行うことができる不服申立て

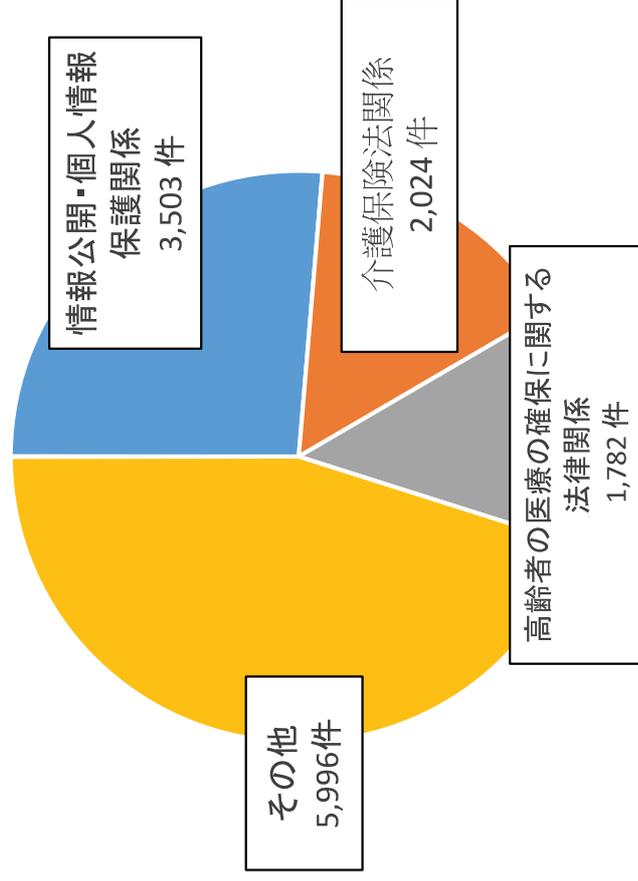
※このほか、行政不服審査法に基づかず、個別法の定めにより認められた不服申立てがある。

審査請求の分野別件数

行政不服審査法に基づく「審査請求」について、平成28年度に地方公共団体に対して新規に申し立てられた案件の分野を調査した結果は、以下のとおり。

※ 新法においては、審査請求が不服申立ての基本であることから、本概要資料には審査請求についての結果のみ記載。

平成28年度新規申立件数13,404件



○ 平成28年度中に地方公共団体に対して新規に申し立てられた審査請求は13,404件であり、その内訳は、

- ・ 情報公開・個人情報保護関係(※)： 3,503件(26.1%)
 - ・ 介護保険法関係： 2,024件(15.1%)
 - ・ 高齢者等の医療の確保に関する法律関係： 1,782件(13.3%)
- 等となっている。

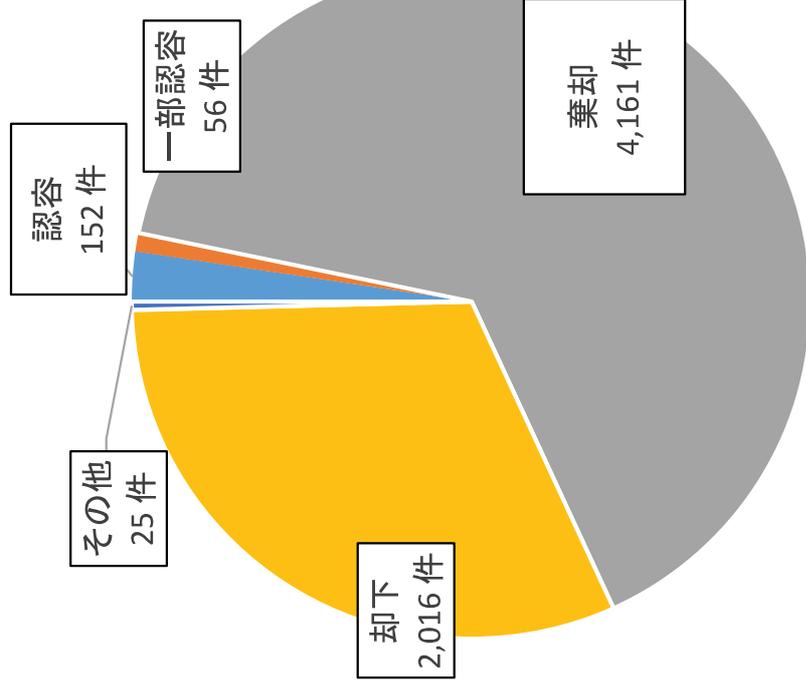
※ 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づくものをいう。

審査請求に対する裁決の内容

平成28年度中に地方公共団体に対して新規に申立てられた「審査請求」計13,404件中、同年度中に処理が終了した6,410件について、裁決の内容を調査した結果は、以下のとおり。

※ 新法においては、審査請求が不服申立ての基本であることから、本概要資料には審査請求についての結果のみ記載。

処理済件数6,410件



○ 処理済件数6,410件について、裁決の内容をみると、

- ・ 認容: 152件(2.4%)
 - ・ 一部認容: 56件(0.9%)
 - ・ 棄却: 4,161件(64.9%)
 - ・ 却下: 2,016件(31.5%)
 - ・ その他: 25件(0.4%)
- となっている。

認容: 審査請求に理由があるとして、審査請求人の主張を認め、原処分を取消し等を行う裁決

一部認容: 審査請求に一部理由があるとして、審査請求人の主張の一部を認め、原処分の一部取消し等を行う裁決

棄却: 審査請求に理由がないとして、審査請求人の主張を認めない(原処分を維持する)裁決

却下: 審査請求期間を超過しているなどの場合に、審査請求が不適法として(本案の審理をせずに)退ける裁決

その他: 審査請求について一部棄却・一部却下等、上記以外の裁決を行った場合

審理員、行政不服審査会等

平成28年度中に地方公共団体に対して新規に申立てられた「審査請求」について、改正後の行政不服審査法で新設された審理員及び行政不服審査会等の手続の適用状況について調査した結果は、以下のとおり。

< 審理員 >

- 審査請求の審理手続は、個別法で適用が除外されている場合のほか、審査庁が合議制の機関である場合や、審査請求が不適法であることが明らかである場合等を除き、審査庁が審理員を指名することとされており、28年度中に指名がなされた案件は2,962件。
- これら2,962件について、審理員の任用形態(複数名いる場合は複数回答可)は、以下のとおり。
 - ・ 正規職員 : 2,533件
 - ・ その他 : 761件 (外部有識者を任期付職員で任用した場合など。)

< 行政不服審査会等 >

- 審理員指名案件2,962件のうち、個別法の規定により行政不服審査会等(※)への諮問義務の適用が除外されているものを除き、28年度中に諮問がなされた案件は857件。

※ 行政不服審査法第81条第1項及び第2項に基づき、地方公共団体に置かれる執行機関の附属機関

- 諮問がなされた857件のうち、28年度中に答申がなされた案件は593件(※)。

※ 593件の内訳は、申立を認容すべきものが31件、一部認容すべきものが10件、棄却すべきものが517件、却下すべきとするものが24件等となっている。

- 行政不服審査会等を設置しているとした地方公共団体(※)は2,067団体。

※ 地方公共団体規模は多様であり、審査請求の件数も様々であることから、行政不服審査会等を常設する以外に、案件に応じ臨時に設置することも許容されている。

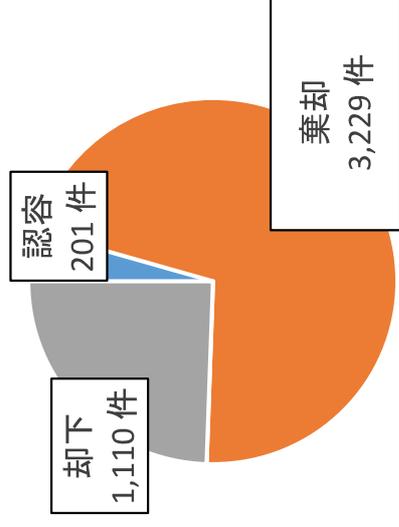
- 行政不服審査会等の委員(複数名いる場合は複数回答可)は、以下のとおり任命。

・ 弁護士:1,620団体 ・ 税理士:599団体 ・ 司法書士:336団体 ・ 行政書士:336団体 ・ 公認会計士:51団体
・ 社会保険労務士:42団体 ・ 学識経験者:1,344団体 ・ 行政機関勤務経験者:856団体

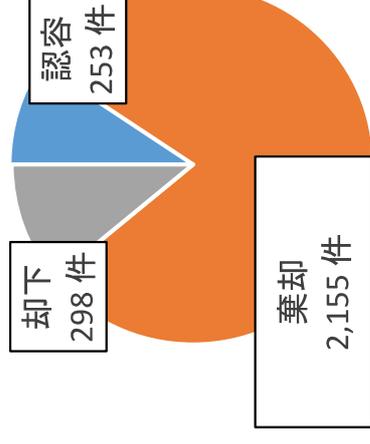
旧法に基づく不服申立ての処理内容

地方公共団体に対する旧法に対する旧法に基づく不服申立て(①平成27年度以前に申し立てられて28年度に係属したもの、②新法附則第3条の規定により旧法が適用される新法施行(平成28年4月1日)前の処分に対する申立て)の処理実績・内容について調査した結果は、以下のとおり。

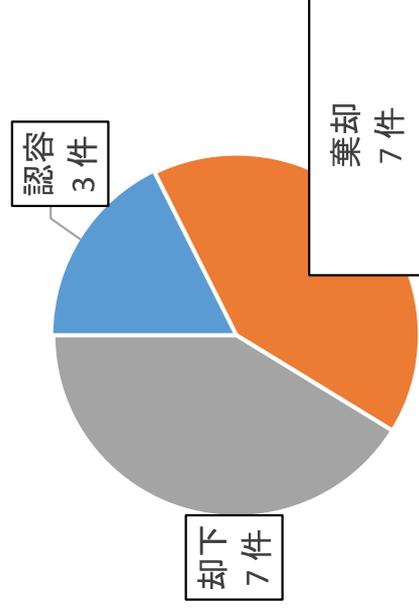
【審査請求】28年度の係属件数は152,910件
このうち、4,540件が処理済み



【異議申立て】28年度の係属件数は12,904件
このうち、2,706件が処理済み



【再審査請求】28年度の係属件数は31件
このうち、17件が処理済み



平成28年度 行政不服審査法施行状況調査 (国における状況の概要)

平成30年12月26日
総務省行政管理局

調査の目的、調査対象団体、調査項目等

<調査の目的>

- 本調査は、旧行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。)及び改正後の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握するもの。
- 今回は、新法施行後初の全国調査。

<調査対象団体>

- ・ 国の行政機関(本府省庁等25機関(地方支分部局等を含む。))
- ・ 全ての都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合⇒地方公共団体における施行状況は追って公表

<調査項目>

【調査対象の不服申立て】

- ・ 行政不服審査法(新法・旧法)に基づく不服申立て(審査請求、再調査の請求、再審査請求 等)
- ・ 個別の法律で独自に設けられている不服申立て(裁定の申請、審判の請求、異議の申出 等)

【調査事項】

- ・ 不服申立て件数、分野別件数
- ・ 処理件数、処理内容(認容、一部認容、棄却、却下等の別)
- ・ 審理員・行政不服審査会の状況 など

<調査対象期間>

平成28年4月1日から29年3月31日まで(平成29年3月31日現在で把握)

行政不服審査法(新法)の概要

<目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、**国民の権利利益の救済**を図るとともに、**行政の適正な運営を確保**(行政庁の処分に関する不服申立てについての一般法(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

<不服申立ての対象等>

【対象】

○行政庁の全ての**処分・申請に対する不作為**
※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

【資格】

○処分に**不服がある者**(不作為の場合は**申請をした者**)
※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者として解されている。
(取消訴訟の原告適格と同範囲)

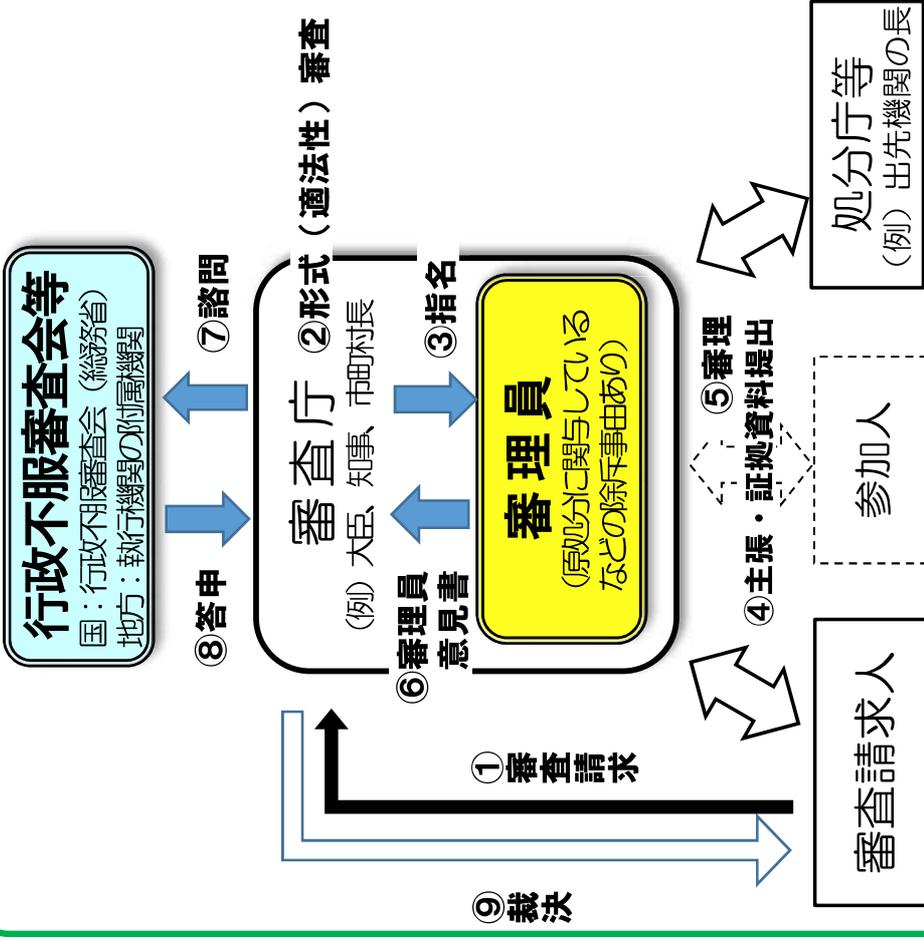
【不服申立期間】

○処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月**(原則)
※正当な理由がある場合は、この限りでない。

【処理(裁決・決定)】

○申立てに理由あり ⇒ **認容**
○申立てに理由なし ⇒ **棄却**
○申立てが不適法 ⇒ **却下**
・処分の場合 原処分の**取消し・変更**
・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を**宣言**
※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)を
する(よう処分等々に命ずる)ことが可能

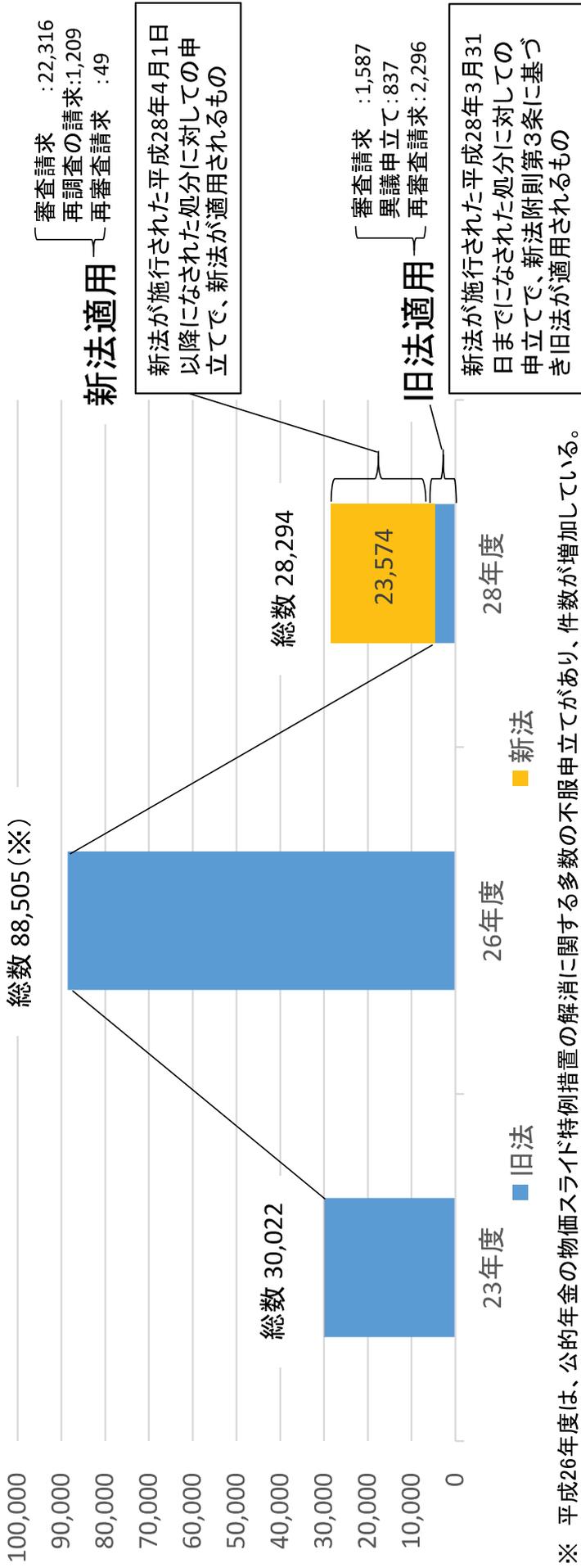
<審査請求の基本的な流れ>



※審理員の指名、行政不服審査会への諮問は、個別法で適用が除外されている場合は行われない(その場合、③、⑥、⑦及び⑧は行われない。)

新規不服申立件数の推移

新法及び旧法に基づき、各年度中に申し立てられた不服申立ての総件数がどのように推移しているか調査した結果は、以下のとおり。 ※毎年度の調査は行っていない。



＜不服申立ての種類＞

【行政不服審査法に基づく不服申立て】

(旧法適用＝平成28年4月1日の前日までになされた処分が対象)

審査請求

- ・処分庁以外の行政庁に対して行う不服申立て
- 異議申立て**
- ・処分庁(処分をした行政庁)に対して行う不服申立て
- 再審査請求**
- ・個別法に特別の定めがある場合等に、審査請求に対する裁決を経た後に行うことができる不服申立て



【新法適用＝平成28年4月1日以降になされた処分が対象】

審査請求

- ・申立先にかかわらず、行政庁の処分について行う不服申立て(新法における不服申立ての基本)
- 再調査の請求**
- ・個別法に特別の定めがある場合に、審査請求の前段階で、処分庁に対して行うことができる不服申立て
- 再審査請求**
- ・個別法に特別の定めがある場合に、審査請求に対する裁決を経た後にを行うことができる不服申立て

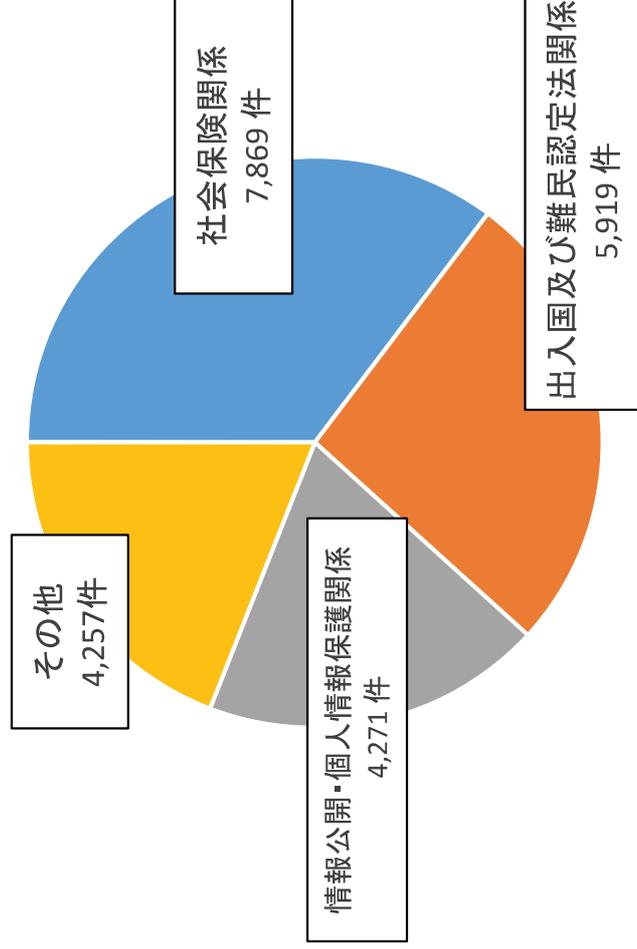
※このほか、行政不服審査法に基づかず、個別法の定めにより認められた不服申立てがある。

審査請求の分野別件数

行政不服審査法に基づく「審査請求」について、平成28年度に新規に申し立てられた案件の分野を調査した結果は、以下のとおり。

※ 新法においては、審査請求が不服申立ての基本であることから、本概要資料には審査請求についての結果のみ記載。

平成28年度新規申立件数22,316件



○ 平成28年度中に新規に申し立てられた審査請求は22,316件であり、内訳は、

- ・ 社会保険関係(※1)：7,869件(35.3%)
- ・ 出入国管理及び難民認定法関係：5,919件(26.5%)
- ・ 情報公開・個人情報保護関係(※2)：4,271件(19.1%)

等となっている。

※1 健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法、国民年金法等に基づくものをいう。

※2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づくものをいう。

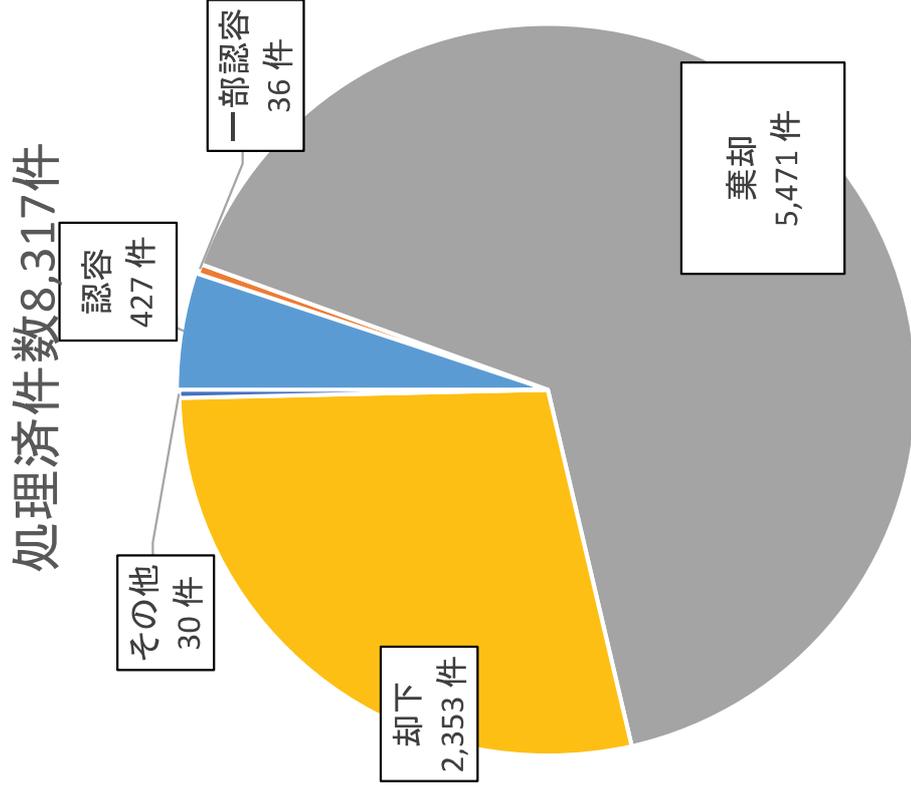
審査請求に対する裁決の内容

平成28年度に申立てられた「審査請求」計22,316件中、同年度中に処理が終了した8,317件について、裁決の内容を調査した結果は、以下のとおり。

○ 処理済件数8,317件の処理内容をみると、

- ・ 認 容: 427件 (5.1%)
- ・ 一 部 認 容: 36件 (0.4%)
- ・ 棄 却: 5,471件 (65.8%)
- ・ 却 下: 2,353件 (28.3%)
- ・ そ の 他: 30件 (0.4%)

となっている。



認容: 審査請求に理由があるとして、審査請求人の主張を認め、原処分
取消し等を行う裁決

一部認容: 審査請求に一部理由があるとして、審査請求人の主張の一部を
認め、原処分の一部取消し等を行う裁決

棄却: 審査請求に理由がないとして、審査請求人の主張を認めない(原処分
を維持する)裁決

却下: 審査請求期間を超過しているなどの場合に、審査請求が不適法として
(本案の審理をせずに)退ける裁決

その他: 審査請求について一部棄却・一部却下等、上記以外の裁決を行った
場合

審理員・行政不服審査会

平成28年度に申立てられた「審査請求」について、改正後の行政不服審査法で新設された審理員及び行政不服審査会の手続の適用状況について調査した結果は以下のとおり。

＜審理員＞

- 審査請求のうち、個別法で審理員指名の適用が除外されているもの等を除いたものについて、平成29年3月31日時点で審理員指名がなされた案件は327件（他法によって審理員とみなされるもの（※2）を除く。）

※1 調査期間中において審理員（他法で審理員とみなされる場合を含む。）が指名されたのは5,512件で、うち327件が審理員、5,185件が審理員とみなされる難民審査参与員である。

※2 出入国管理及び難民認定法により学識経験者から任命される難民審査参与員が審理員とみなされているものであり、その内訳（複数回答可）は、学識経験者5,184件、弁護士4,830件、行政機関勤務経験者27件、その他4,999件となっている。

- この327件のうち、審理員の任用形態（複数名いる場合には複数回答可）は、

- 正規職員： 319件
- その他（※）： 9件

※ 弁護士等、外部有識者を任期付職員等で任用した場合など。

＜行政不服審査会＞

- 審理員指名案件（他法によって審理員とみなされるものを除く。）327件中には、個別法の規定により諮問義務の適用が除外されているものが含まれているため、これらを除いたものうち、行政不服審査会への諮問がなされた案件は13件。

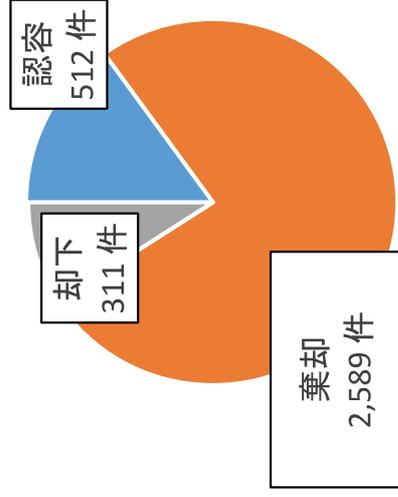
- 諮問がなされた13件のうち、平成29年3月31日時点で答申がなされた処理済案件は3件（※）

※ 3件の内訳は、申立を認容すべきとするものが1件、棄却すべきとするものが2件となっている。

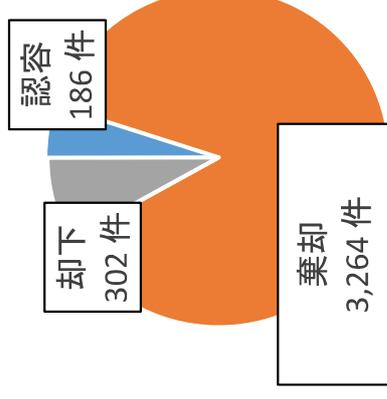
旧法に基づく不服申立ての処理内容

旧法に基づく不服申立て(①平成27年度以前に申し立てられて28年度に係属したもの、②新法附則第3条の規定により旧法が適用される新法施行(平成28年4月1日)前の処分に対する申立て)の処理実績・内容について調査した結果は、以下のとおり。

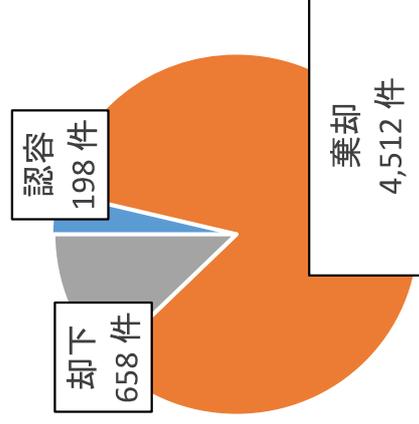
【審査請求】平成28年度の係属件数は9,568件、このうち、3,412件が処理済み



【異議申立て】平成28年度の係属件数は16,250件、このうち、3,752件が処理済み



【再審査請求】平成28年度の係属件数は10,867件、このうち、5,368件が処理済み



平成29年度及び平成30年度行政不服審査請求の状況
 (道内各市聞き取り状況 令和元年11月7日現在)

【平成29年度】

(単位:件)

No.	市名	審査請求	うち却下	うち取下げ	うち手続中	審査会へ諮問・答申	
						認容・一部認容	棄却
1	札幌市	63	25	7	0	4	27
2	函館市	2	0	0	0	2	0
3	小樽市	1	1	0	0	0	0
4	旭川市	4	1	0	0	0	3
5	釧路市	1	1	0	0	0	0
6	帯広市	1	0	0	0	0	1
7	北見市	4	2	0	0	0	2
8	苫小牧市	1	0	0	0	0	1

【平成30年度】

(単位:件)

No.	市名	審査請求	うち却下	うち取下げ	うち手続中	審査会へ諮問・答申	
						認容・一部認容	棄却
1	札幌市	35	12	4	0	0	19
2	函館市	3	1	0	1	1	0
3	小樽市	1	0	0	1	0	0
4	旭川市	3	1	0	0	0	2
5	釧路市	2	1	1	0	0	0
6	帯広市	3	1	0	2	0	0
7	北見市	0	0	0	0	0	0
8	苫小牧市	1	1	0	0	0	0

※札幌市のみ完結時点を基準とし、その他については、審査請求日を基準としている。